

予算の公表について（公告）

令和6年3月22日新潟県議会において議決された令和6年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び令和5年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

令和6年度新潟県一般会計予算

令和6年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,287,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金 額
第1款	県	税	第1項 県民税 第2項 県事業税 第3項 地方消費税 第4項 不動産取得税 第5項 県たばこ税 第6項 ゴルフ場利用税 第7項 軽油引取税 第8項 自動車税 第9項 飲水区税 第10項 狩猟税 第11項 核燃料税 第12項 産業廃棄物税 第13項 旧法による税	279,091,000 63,140,000 73,662,000 76,855,000 4,636,000 2,476,000 438,000 20,880,000 32,124,000 32,000 10,000 4,713,000 123,000 2,000
第2款	地方消費税清算金		第1項 地方消費税清算金	111,587,000 111,587,000

第3款	地方譲与税	第1項 特別法人事業譲与税 第2項 地方揮発油譲与税 第3項 石油ガス譲与税 第4項 自動車重量譲与税 第5項 森林環境譲与税 第6項 航空機燃料譲与税	44,547,000 40,443,000 3,532,000 122,000 342,000 106,000 2,000
第4款	地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	6,308,000 6,308,000
第5款	地方交付税	第1項 地方交付税	250,100,000 250,100,000
第6款	交通安全特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	387,000 387,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	2,819,900 891,526 1,928,374
第8款	使用料及び手数料	第1項 使用料 第2項 手数料	13,928,119 10,114,224 3,813,895

第9款	国庫支出金		第1項 第2項 第3項	国庫 国庫 国庫 委 庫 庫 託 負 担 金 補 助 金 託 金	133,295,789 28,415,674 102,494,030 2,386,085
第10款	財産収入		第1項 第2項	財産 財産 運 用 収 入 収 入	3,134,277 1,800,060 1,334,217
第11款	寄附金		第1項	寄附金	1,799,401 1,799,401
第12款	繰入金		第1項 第2項	特別会計繰入金 基金繰入金	36,193,776 5,324,343 30,869,433
第13款	諸収入		第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項	延滞金加算金及び過料等 利子収入 公営企業貸付金収入 貸付金収入 受託事業収入 収益事業収入 利子割算金収入	203,697,738 139,349 11,539 11,941,460 181,723,428 2,285,978 2,603,035 1

		第 8 項 雜	入	4,992,948
第 14 款 県	債	第 1 項 県	債	200,101,000
第 15 款 繰 越 金	金	第 1 項 繰 越 金	金	160,000
	入	合 計	計	1,287,150,000

2 歳 出				金 額
款	項	項	額	千円
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費		1,456,808	
			1,456,808	
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費		25,998,826	
	第 2 項 政 務 管 理 費		5,904,480	
	第 3 項 統 計 調 査 費		10,881,865	
	第 4 項 徴 税 費		634,567	
	第 5 項 市 町 村 振 興 費		7,051,629	
	第 6 項 選 挙 費		1,062,573	
	第 7 項 人 事 委 員 会 費		52,875	
	第 8 項 監 査 委 員 費		151,381	
			259,456	
第 3 款 環 境 費	第 1 項 環 境 政 策 費		5,097,585	
	第 2 項 環 境 対 策 費		701,296	
	第 3 項 資 源 循 環 推 進 費		757,266	
	第 4 項 防 災 費		585,684	
			3,053,339	
第 4 款 福 祉 保 健 費			184,403,590	

	第1項 福祉保健費	22,087,604
	第2項 国保・福祉指導費	45,892,551
	第3項 地域医療政策費	12,571,937
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,540,158
	第5項 高齢福祉保健費	42,623,939
	第6項 健康対策費	4,585,551
	第7項 生活衛生費	2,805,409
	第8項 障害福祉費	24,312,287
	第9項 子ども家庭費	26,247,380
	第10項 感染症対策費	736,774
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	3,018,338
	第2項 しごと定住促進費	121,103
	第3項 雇用能力開発費	698,514
		2,198,721
第6款 産業費	第1項 産業政策費	202,332,528
	第2項 地域産業振興費	1,533,089
	第3項 創業・イノベーション推進費	181,011,058
	第4項 産業立地費	1,615,607
	第5項 観光費	11,818,902
	第6項 国際観光費	1,734,686
		282,639

第7項	文	化	費	2,683,039			
第8項	ス	ポ	ツ	1,653,508			
第7款	農	林	水	産	業	費	
第1項	農	業	總	務	費	62,694,362	
第2項	地	域	政	推	進	費	3,444,289
第3項	農	産	園	芸	費	6,971,834	
第4項	經	営	普	及	費	1,729,538	
第5項	食	品	・	流	通	費	3,405,277
第6項	畜	産	業	業	費	453,635	
第7項	水	産	業	業	費	986,868	
第8項	林	業	管	理	費	3,042,101	
第9項	農	地	地	盤	費	10,142,503	
第10項	農	地	基	盤	費	5,925,783	
第11項	農	地	計	備	費	25,295,080	
			画	画	費	1,297,454	
第8款	土	木	費	123,126,010			
第1項	土	木	管	理	費	10,931,481	
第2項	道	路	り	ょう	費	56,644,884	
第3項	河	川	海	岸	費	20,478,200	
第4項	砂	防	計	画	費	11,544,779	
第5項	都	市	画	画	費	6,930,513	
第6項	建	築	築	築	費	5,542,254	

	第 7 項 交 通 政 策 第 8 項 港 灣 振 興 第 9 項 港 灣 費 第 10 項 空 港 費	2,124,899 408,569 7,530,971 989,460
第 9 款 警 察 費	第 1 項 警 察 管 理 費 第 2 項 警 察 行 政 費	53,194,877 49,173,146 4,021,731
第 10 款 教 育 費	第 1 項 教 育 總 務 費 第 2 項 小 學 校 費 第 3 項 高 中 學 校 費 第 4 項 特 別 支 援 學 校 費 第 5 項 生 徒 指 導 費 第 6 項 生 涯 學 習 推 進 費 第 7 項 保 健 體 育 費 第 8 項 私 立 學 校 振 興 費 第 9 項 大 學 費	162,294,483 7,596,187 80,207,317 42,541,340 17,823,376 366,837 285,259 351,910 11,596,788 1,525,469
第 11 款 災 害 復 舊 費	第 1 項 社 會 福 祉 設 施 災 害 復 舊 費 第 2 項 農 林 水 產 設 施 災 害 復 舊 費 第 3 項 土 木 設 施 災 害 復 舊 費	17,612,135 418,246 3,195,960 12,800,876

		第4項 警察施設等災害復旧費		119,428
		第5項 教育施設災害復旧費		1,077,625
第12款	債 費	第1項 県 債 費		287,097,579
				287,097,579
第13款	支 出 金	第1項 公 営 企 業 貸 付 金		158,522,879
		第2項 雑 支 出 金		11,941,460
		第3項 地 方 消 費 税 清 算 金		2,544,500
		第4項 利 子 割 交 付 金		72,485,880
		第5項 配 当 割 交 付 金		65,923
		第6項 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,521,234
		第7項 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		1,634,094
		第8項 法 人 事 業 税 交 付 金		128,984
		第9項 地 方 消 費 税 交 付 金		5,320,503
		第10項 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		56,450,694
		第11項 環 境 性 能 割 交 付 金		306,600
		第12項 軽 油 引 取 税 交 付 金		1,064,568
		第13項 利 子 割 精 算 金		5,057,723
		第14項 旧 法 に よ る 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1
				715
第14款	予 備 費	第1項 予 備 費		300,000
				300,000

	計	
1,287,150,000	合	
出	歳	

第2表 継続費						
款	項	事業名	総額	年度	年割額	
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (胎内川ダム洪水吐増設)	6,816,000	6	千円 0	
				7	600,000	
				8	1,000,000	
				9	1,557,000	
				10	1,975,000	
				11	1,200,000	
	第6項 建築費	高田発電所大規模改良事業	591,690	6	0	
				7	473,352	
				8	118,338	

第3表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟県総合行政ネットワークシステム用接続ルータ賃貸借契約	令和7年度				1,975千円		
	新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式賃貸借契約	令和7年度				836千円		
	県庁舎低濃度PCB処分委託契約	令和7年度				29,640千円		
	県庁舎電話交換機更新工事請負契約	令和7年度				105,148千円		
	令和6年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	令和6年度から令和16年度まで				元金1,022,000,000千円及び当該額に対する利子相当額		
	令和6年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務（グリーンボンド）	令和6年度から令和16年度まで				元金128,000,000千円及び当該額に対する利子相当額		
	財務会計システム運用保守業務委託契約	令和7年度から令和8年度まで				46,926千円		
	生活保護システム標準化業務委託契約	令和7年度				72,424千円		
	保健環境科学研究所LED照明器具賃貸借契約	令和7年度から令和16年度まで				16,929千円		
	離職者等再就職訓練委託契約	令和7年度				79,288千円		
	若年者職業能力開発訓練委託契約	令和7年度				12,918千円		

海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和7年度	63,251千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	令和7年度から 令和17年度まで		公益財団法人にいがた産業創造機構が令和6年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額105,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和7年度から 令和17年度まで	202,412千円	新潟県信用保証協会が令和6年度に行う新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
日本国際博覧会展示等業務委託契約	令和7年度	39,070千円	
新潟ふるさと村アピール館受変電設備更新工事請負契約	令和7年度	48,741千円	
谷川俊太郎展（仮称）開催費用負担協定（相手方 谷川俊太郎展新潟実行委員会（仮称））	令和7年度	1,180千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約（相手方 新潟県信用農業協同組合連合会）	令和6年度から 令和7年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が令和6年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金94,675千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	令和7年度から 令和26年度まで		農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,300,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	令和7年度から 令和24年度まで		農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	令和7年度から 令和26年度まで		漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額365,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和7年度から 令和16年度まで		漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額10,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額

畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	令和6年度から令和31年度まで	新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
国営阿賀野川用水土地改良施設突発事故復旧事業負担金	令和7年度から令和22年度まで	2,049千円
県営かんがいの排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和7年度	2,000千円
県営かんがいの排水事業高根川地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円
県営かんがいの排水事業白根郷地区工事請負契約	令和7年度	80,000千円
県営かんがいの排水事業大河津地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円
県営かんがいの排水事業柏崎1期地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円
県営かんがいの排水事業頸城地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業加茂郷地区工事請負契約	令和7年度	15,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業田上郷地区工事請負契約	令和7年度	1,000千円
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和7年度	9,000千円
県営湛水防除事業落堀川地区工事請負契約	令和7年度	50,000千円

県営湛水防除事業八丁湯地区工事請負契約	令和7年度	33,200千円	
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和7年度	65,000千円	
県営湛水防除事業安野川7期地区工事請負契約	令和7年度	65,000千円	
県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和7年度	50,000千円	
県営湛水防除事業新潟東部地区工事請負契約	令和7年度	190,000千円	
県営ため池等整備事業堀川地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円	
県営ため池等整備事業左岸頭首工地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業三面川左岸頭首工地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業細越第1地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営ため池等整備事業細越第2地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円	
県営ため池等整備事業暮坪地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営ため池等整備事業西川注水地区工事請負契約	令和7年度	60,000千円	
県営ため池等整備事業五十嵐川下流部頭首工地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円	
県営ため池等整備事業下流部頭首工地区工事請負契約	令和7年度	25,000千円	

県営ため池等整備事業大江下流部地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営地盤沈下対策事業新潟北地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円	
国営附帯県営農地防災事業白根郷5期地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和7年度	103,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業発久地区工事請負契約	令和7年度	33,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和7年度	31,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業下里地区工事請負契約	令和7年度	45,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合地区工事請負契約	令和7年度	72,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業西江地区工事請負契約	令和7年度	19,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業平木田柳原地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合2期地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業下里2期地区工事請負契約	令和7年度	45,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業新津郷田上地区工事請負契約	令和7年度	48,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業新関地区工事請負契約	令和7年度	47,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業小杉地区工事請負契約	令和7年度	22,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業小杉2期地区工事請負契約	令和7年度	31,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和7年度	24,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和7年度	127,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業笠木地区工事請負契約	令和7年度	23,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業富永・吉栄地区工事請負契約	令和7年度	81,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業松橋地区工事請負契約	令和7年度	87,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業笠木2期地区工事請負契約	令和7年度	72,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大原2期地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業針ヶ首根2期地区工事請負契約	令和7年度	41,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業上横場地区工事請負契約	令和7年度	73,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業年友地区工事請負契約	令和7年度	104,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業平野新地区工事請負契約	令和7年度	107,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和7年度	19,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業金ヶ沢地区工事請負契約	令和7年度	5,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央2期地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業干溝地区工事請負契約	令和7年度	28,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中家・池平地区工事請負契約	令和7年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大月地区工事請負契約	令和7年度	76,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大月2期地区工事請負契約	令和7年度	62,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業木落地区工事請負契約	令和7年度	17,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業山谷稲葉地区工事請負契約	令和7年度	71,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業黒滝地区工事請負契約	令和7年度	4,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業矢田地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中鯖石南部地区工事請負契約	令和7年度	62,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和7年度	24,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和7年度	51,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業島田地区工事請負契約	令和7年度	57,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業原之町地区工事請負契約	令和7年度	41,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業和田北部地区工事請負契約	令和7年度	42,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業青野地区工事請負契約	令和7年度	28,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業三郷地区工事請負契約	令和7年度	86,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業島田2期地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業青野2期地区工事請負契約	令和7年度	16,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業三郷2期地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業柳井田地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業和田北部2期地区工事請負契約	令和7年度	25,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業あわら地区工事請負契約	令和7年度	36,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業川島・坂井地区工事請負契約	令和7年度	19,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業長江地区工事請負契約	令和7年度	12,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業新貝地区工事請負契約	令和7年度	25,000千円	

県営経営体育成基盤整備事業大和田地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大和田2期地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円	
県営農道橋等保全対策事業上越2期地区工事委託契約 (相手方 東日本高速道路株式会社)	令和7年度	71,000千円	
県営中山間地域対策事業栗山地区工事請負契約	令和7年度	3,000千円	
県営中山間地域対策事業武道窪地区工事請負契約	令和7年度	6,000千円	
県営中山間地域対策事業山ノ下地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円	
県営中山間地域対策事業谷根・出地区工事請負契約	令和7年度	3,000千円	
県営中山間地域対策事業大洞地区工事請負契約	令和7年度	5,000千円	
県営中山間地域対策事業若栢地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円	
県営中山間地域対策事業塩殿地区工事請負契約	令和7年度	13,000千円	
県営中山間地域対策事業前島宮高地区工事請負契約	令和7年度	16,000千円	
県営中山間地域対策事業芋坂時之島地区工事請負契約	令和7年度	21,000千円	
県営中山間地域対策事業荒金堂高新田地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営中山間地域対策事業入間地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円	

一般国道117号道路改築（雪崩予防柵）工事請負契約	令和7年度	400,000千円	
一般国道117号道路改築（トンネル設備）工事請負契約	令和7年度	300,000千円	
県道新潟五泉間瀬線道路改築工事請負契約	令和7年度	100,000千円	
一般国道350号緊急地方道路整備（盛土）工事請負契約	令和7年度	90,000千円	
一般国道350号緊急地方道路整備（軟弱地盤対策）工事請負契約	令和7年度	70,000千円	
県道佐渡一周線緊急地方道路整備（海岸護岸）工事請負契約	令和7年度	220,000千円	
県道佐渡一周線緊急地方道路整備（軽量盛土）工事請負契約	令和7年度	100,000千円	
県道両津真野赤泊線緊急地方道路整備工事請負契約	令和7年度	50,000千円	
一般国道113号胎内大橋下部工事請負契約	令和7年度	275,000千円	
一般国道404号小坂橋下部工事請負契約	令和7年度	110,000千円	
県道黒部柏崎線笹橋架替工事請負契約	令和7年度	200,000千円	
県道佐渡一周線石名川橋上部工事請負契約	令和7年度	120,000千円	
県道小出守門線スノーシェッド上部工事請負契約	令和7年度	160,000千円	
県道高田停車場線電線共同溝整備工事委託契約 （相手方 NTTインフラネット株式会社）	令和7年度	100,000千円	

一級河川鳥屋野湯広域河川改修工事請負契約	令和7年度	140,000千円	
一級河川太田川広域河川改修工事費用負担協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和7年度から 令和12年度まで	5,200,000千円	
一級河川駒林川広域河川改修仮設橋賃借契約	令和7年度から 令和9年度まで	30,000千円	
一級河川春木山大沢川河川災害復旧助成(国道113号 橋)仮設橋賃借契約	令和7年度から 令和8年度まで	60,000千円	
一級河川春木山大沢川河川災害復旧関連緊急(国道7 号橋)仮設橋賃借契約	令和7年度から 令和8年度まで	60,000千円	
一級河川春木山大沢川河川災害復旧関連緊急(市道坂 町39号)仮設橋賃借契約	令和7年度	15,000千円	
飯門田新田線橋梁下部工事請負契約	令和7年度	100,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和6年度		金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額798,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
信濃川下流流域下水道新潟処理区建築工事請負契約	令和7年度	201,000千円	
姫川港港湾施設改修工事請負契約	令和7年度	150,000千円	
港湾管理費更新工事請負契約	令和7年度	34,265千円	
新潟みなとトンネル立坑施設清掃業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	13,282千円	
旧藤寄駅管理棟機械警備業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	640千円	
長岡警察署受変電設備等改修工事請負契約	令和7年度	156,172千円	

新潟駅前交番（仮称）建築工事請負契約	令和7年度	84,524千円	
運転免許センター空調設備改修工事請負契約	令和7年度	112,344千円	
交通信号機用LED電球購入契約	令和7年度	45,488千円	
県央地区特別支援学校（仮称）校舎・体育館・プール 建築工事請負・工事監理委託契約	令和7年度	4,282,568千円	
新潟県立図書館LED照明器具貸借契約	令和7年度から 令和16年度まで	15,181千円	

第4表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業	10,656,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川事業	8,227,000				
海岸事業	462,000				
砂防事業	5,166,000				
街路事業	431,000				
公園事業	748,000				
公営住宅建設事業	312,000				
港湾事業	3,381,000				
空港事業	416,000				
水産事業	94,000				
漁業事業	403,000				
林業事業	464,000				
治山事業	1,874,000				
農地事業	5,249,000				
災害復旧事業	6,452,000				
学校教育施設等整備事業	1,844,000				
生涯学習施設等整備事業	11,000				
社会福祉施設等整備事業	319,000				
地域活性化事業	1,273,000				

防 災 対 策 事 業 費	11,336,000		
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	6,485,000		
合 併 特 例 事 業 費	1,428,000		
原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 特 別 事 業 費	319,000		
河 川 等 整 備 事 業 費	66,000		
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	102,000		
警 察 施 設 整 備 事 業 費	724,000		
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	640,000		
本 庁 舎 改 修 事 業 費	332,000		
地 域 機 関 改 修 事 業 費	534,000		
石 綿 対 策 事 業 費	67,000		
脱 炭 素 設 備 整 備 事 業 費	163,000		
大 学 等 高 等 教 育 機 関 設 置 補 助 事 業 費	8,000		
国 立 ・ 国 定 公 園 施 設 整 備 事 業 費	3,000		
環 日 本 海 環 境 協 力 事 業 費	1,000		
長 岡 屋 内 総 合 プ ー ル 改 修 事 業 費	41,000		
医 療 体 制 整 備 事 業 費	142,000		
県 政 記 念 館 改 修 事 業 費	135,000		
農 林 水 産 業 振 興 事 業 費	30,000		
え ち ご と き 鉄 道 株 式 会 社 補 助 事 業 費	69,000		
北 越 急 行 株 式 会 社 補 助 事 業 費	45,000		

公共施設等除却費	169,000			
行政改革推進債	2,700,000			
借換債	124,352,000			
臨時財政対策債	2,400,000			
減収補てん債	28,000			
合計	200,101,000			

令和6年度新潟県債管理特別会計予算

令和6年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,560,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	199,560,800 199,560,800
歳	入 合 計	199,560,800

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	199,560,800	199,560,800
		199,560,800	199,560,800
歳	出 合 計	199,560,800	199,560,800

令和6年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算

令和6年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ286,775千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 地域貸付事業	第1項 繰越金	286,775 286,775
	入 合 計	286,775

千円

2 歳 出			金 額
款	項		
第 1 款 地 域 づ ぐ 事 業 資 金 費 地 貸 付	第 1 項 貸 付 事 業 費		286,775 286,775
歳 出 合 計			286,775

令和6年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和6年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ958,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 災害救助事業収入		958,654
	第1項 国庫支出金	716,384
	第2項 財産収入	1,206
	第3項 繰入金	227,019
	第4項 諸収入	930
	第5項 分担金及び負担金	13,115
歳	合 計	958,654

2 歳 出			金 額
款	項	金 額	千円
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	958,654	
	第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	239,539	
	第 3 項 災 害 救 助 積 立 債 費	1,206	
	第 4 項 災 害 救 助 積 立 債 費	65,799	
	第 4 項 災 害 救 助 積 立 債 費	652,110	
歳 出 合 計	計	958,654	

令和6年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,029,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 国民健康保険事業収入		千円
	第1項 分担金及び負担金	186,029,684
	第2項 国庫支出金	47,150,553
	第3項 財産収入	49,361,544
	第4項 雑収入	5,840
	第5項 雑収入	11,213,040
	第6項 雑収入	76,290,990
		2,007,717
歳 入	合 計	186,029,684

2 歳 出			金 額
款	項		額
第 1 款 国民健康保険事業費	第 1 項 総務費		186,029,684
	第 2 項 事業費		4,841
	第 3 項 基金積立金		185,619,707
	第 4 項 諸支出金		5,840
			399,296
歳	合 計	出	186,029,684

令和6年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ748,824千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	748,824
	第2項 諸収入	2,121
	第3項 繰越金	224,837
		521,866
歳 入	合 計	748,824

2 歳 出			金 額
款	項		
第 1 款 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業	第 1 項 貸 付 事 業 費		748,824
	第 2 項 県 債 出 金		623,933
	第 3 項 繰 上 金		81,843
			43,048
歳	出	合 計	748,824

令和6年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

令和6年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,716千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 心身障害児者総合施設事業収入		10,716
	第1項 財産収入	25
	第2項 寄附金	10
	第3項 繰入金	10,680
	第4項 諸収入	1
歳 入	合 計	10,716

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 心 身 障 害 児 者 総 業 合 費 施 設	第 1 項 基 金	積 立 金	10,716
	第 2 項 繰 出	出 金	11
歳 出 合 計			10,716

千円

令和6年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ670,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 収 入	第1項 繰 入 金 第2項 諸 収 入 第3項 県 債 第4項 繰 越 金	670,551 8,338 306,995 175,000 180,218

千円

歳	入	合	計	670,551
---	---	---	---	---------

2 歳 出			金 額
款	項		
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費 業	第 1 項 貸 付 事 業 費		670,551
	第 2 項 貸 付 事 業 費		363,497
	第 3 項 貸 付 事 業 費		201,416
		第 3 項 貸 付 事 業 費 金	105,638
歳	出	合 計	670,551

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	千円 175,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

令和6年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和6年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ284,014千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 諸収入	153,043
	第2項 繰越金	70
		152,973
第2款 木材産業等高度化推進資金	第1項 諸収入	128,871
		71,000

	第 2 項 県 第 3 項 繰	越	債 金	43,000 14,871
第 3 款 林業就業促進事業 貸付金 収入	第 1 項 繰	越	金	2,100 2,100
歳	合	計		284,014

2 歳 出				金 額
款	項	項	金	額
第 1 款 林業改善事業 貸付	金費	第 1 項 貸付事業費	152,993	千円
		第 2 項 繰出金	118,993	
第 2 款 木材産業等高度化推進事業 貸付	金費	第 1 項 貸付事業費	114,000	
		第 2 項 県債費	86,000	
第 3 款 林業就業促進事業 貸付	金費	第 1 項 貸付事業費	2,100	
		第 2 項 県債費	2,100	
第 4 款 予備費	費	第 1 項 林業改善資金予備費	14,921	
		第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	50	
歳	出	合 計	284,014	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金貸付事業	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

令和6年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和6年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,281千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入	215,281
	第2項 諸収入	76
	第3項 繰越金	61
合 計		215,281

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 沿岸漁業改善事業 付貸	第 1 項 貸付事業費		215,231
	第 2 項 繰出金		160,389
第 2 款 予備費	第 1 項 予備費		54,842
			50
歳	出	合 計	215,281

令和6年度新潟県有林事業特別会計予算

令和6年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
1 歳入

款	項	金額
第1款 県有林事業収入		123,143
	第1項 国庫支出金	28,735
	第2項 財産収入	7,293
	第3項 雑入金	74,016
	第4項 県債	5,800
	第5項 雑越	7,299

千円

<p>歳</p>	<p>入</p>	<p>合</p>	<p>計</p>	<p>123,143</p>
----------	----------	----------	----------	----------------

2 歳 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費		122,143
	第 2 項 県 債 費		48,127
	第 3 項 繰 出 金		50,016
			24,000
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費		1,000
			1,000
歳	合 計		123,143

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 5,800	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

令和6年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和6年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ401,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	401,915 千円
	第2項 繰入金	400,000
		1,915
歳 入	合 計	401,915

2 歳 出			
款	項	金	額
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費		401,915
	第 2 項 繰 出 金		1,915
			400,000
歳 出 合 計			401,915

千円

令和6年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,588,129千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		
款	項	金額
第1款 港湾整備事業収入		千円
	第1項 使用材料及び手数料	4,588,129
	第2項 在庫支出	1,120,792
	第3項 産収入	15,000
	第4項 繰入金	445,267
	第5項 繰入金	165,978
	第6項 諸県債	1,091
	第7項 繰入金	2,840,000
		1
歳	合 計	4,588,129

2 歳 出			金 額
款	項		千円
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費		4,587,976
	第 2 項 県 債 費		2,472,259
	第 3 項 災 害 復 旧 費		1,202,717
			913,000
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費		153
			153
歳	出	合 計	4,588,129

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
港湾整備事業費 借換債	千円 2,573,000 267,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。		
合 計	2,840,000					

令和6年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	関係	分	予定量
1	営業関係	供給電力量	MWh 421,432
2	建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	電気事業収益	14,564,988
第1項	営業収益	14,448,696
第2項	財務収益	2,608
第3項	事業外収益	113,684

支		出	千円
第1款	電気事業	費用	7,699,167
第1項	営業	費用	6,636,951
第2項	財務	費用	111,983
第3項	事業外	費用	930,233
第4項	予備	費	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,785,196千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入	千円
第1款	資本的	収入	2,593,960
第1項	企業	業債	2,468,000
第2項	固定資産	売却代金	1
第3項	貸付金	返済金	123,233
第4項	貸付金	受託	2,716
第5項	雑	収入	10

支 出	
第1款 資本的支出	千円
第1項 建設改良費	10,379,156
第2項 企業債償還金	4,139,137
第3項 企業投資	1,735,630
第4項 他会計繰出金	503,389
第5項 雑支出	4,000,000
	1,000

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源				消費的 資本の調整額	税 支 額
				過 去 年 度 損 留 保 留 金	当 年 度 損 留 保 留 金	經 營 積 立 金	地 域 振 興 積 立 金		
第1項 建設改良費	千円 4,139,137	千円 2,470,717	千円 1,668,420	千円 726,497	千円 367,114	千円 207,000	千円	千円 367,809	
第2項 企業債償還金	1,735,630	123,233	1,612,397	1,612,397					
第3項 企業投資	503,389		503,389	503,389					
第4項 他会計繰出金	4,000,000		4,000,000				4,000,000		
第5項 雑支出	1,000	10	990	990					
計	10,379,156	2,593,960	7,785,196	2,843,273	367,114	207,000	4,000,000	367,809	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	項目	期間	限度	額
三面発電所	G I S 点検整備工事	令和7年度		千円 99,063
猿田ダム	1号主ゲート点検整備工事	令和7年度		20,149
猿田発電所	鉄管弁点検整備工事	令和7年度		23,074
胎内第二発電所	水車発電機分解点検整備工事	令和7年度		234,520
胎内第三発電所	水車等部品購入工事	令和7年度		251,790
胎内分解点検整備工事	第三発電所電機補機(修繕分)	令和7年度		165,000
緊急	対応費	令和7年度		50,000
三面発電所	水車ランナー購入工事	令和7年度から令和8年度まで		242,000
三面発電所	2号圧油装置更新工事	令和7年度		77,000
猿田ダム	受電盤更新工事	令和7年度		15,191
奥三面発電所	非常用発電機設置工事	令和7年度		99,445
奥三面発電所	遮断器(O-53)更新工事	令和7年度		8,800

	胎内第三発電所整備工事(増強機分)	令和7年度	55,000
	笠堀発電所高圧遮断器更新工事	令和7年度	86,240
	笠堀発電所遮過装置更新工事	令和7年度	19,492
	笠堀発電所転送遮断装置更新工事	令和7年度	5,005
	刈谷田発電所ダム向けアータ伝送装置更新工事	令和7年度	33,451
	広神発電所発電機制御盤更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	188,243
	新潟東部太陽光発電所3号系列制御機追加工事	令和7年度	64,243
	風倉発電所発電機回転子更新工事	令和7年度から 令和8年度まで	440,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水力発電所建設改良事業	千円 2,468,000	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	1,028,605	千円
2	交際費	948	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分			予	定	量
1	営業関係	1	給水年間	先給	数量	49,485,220立方メートル	91か所
		2	給水1日	平均	水量		
		3	給水1日	均給	水量		
2	建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業			—	式
		2	既設設備の増強改良			—	式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	1,793,793
第1項 営業収益	1,522,598
第2項 営業外収益	271,195

支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,252,326
第1項 営業費用	2,193,385
第2項 営業外費用	22,667
第3項 特別損失	26,274
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額754,505千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入	
第1款 資本的収入	36,313
第1項 固定資産売却代金	30
第2項 雑収入	36,283

支 出	
第1款 資本的支出	千円
第1項 建設費	790,818
第2項 企業債還金	642,507
第3項 投資	148,296
	15

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源					
				減 積 立 金	債 積 立 金	建設改良 積 立 金	過 損 留 保 留 資 金	年 度 定 額 資 金	消費的収支 税 費 的 整 理
第1項 建設改良費	千円 642,507	千円 36,313	千円 606,194	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第2項 企業債還金	148,296		148,296	22,133	194,638	357,906	126,163	53,650	
第3項 投資	15		15			15			
計	790,818	36,313	754,505	22,133	194,638	484,084		53,650	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
緊急対応修繕工事	令和7年度		千円 50,000
新潟臨海工業用水道新発田川水管橋工事 耐震補強	令和7年度		35,000
上越工業用水道コントロールセンター更新工事	令和7年度		21,070

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職員給与費	千円 371,168
2 交際費	34

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,925千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和6年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予 定 量
1	営業関係土地の売却	74,000 ^{平方メートル}

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	工業用地造成事業収益	1,627,280
第1項	営業収益	836,991
第2項	営業外収益	790,289

支		出
第1款	工業用地造成事業費用	810,776
第1項	営業費用	804,592
第2項	営業外費用	5,184
第3項	予備費	1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額463,126千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出
第1款	資本的支出	463,126
第1項	工業用地造成費用	22,500
第2項	企業債還金	317,383
第3項	他会計借入金返済金	123,233
第4項	雑支出	10

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 損 資 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円	千円 22,500	千円 22,500	千円 22,500
第2項 企業債償還金	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	123,233		123,233	123,233	123,233
第4項 雑 支 出	10		10	10	10
計	463,126		463,126	463,126	463,126

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	給 与	費 金	額
1 職 員	給 与		千円 55,082
2 交 渉	際 費		18

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,152千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分	の	態	様
土	地	工	業	用	地	上	平方メートル 14,000	売	却			
						阿						

令和6年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 1,861

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	用地造成事業収益	45,950
第1項	営業収益	42,527
第2項	営業外収益	3,423

支		出
第1款	用地造成事業費用	37,058
第1項	営業費用	37,022
第2項	営業外費用	36

千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、381,000千円と定める。

令和6年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			2,208床
年間患者数	入院	院	616,000人
	外来	来	985,000人
		計	1,601,000人
1日平均患者数	入院	院	1,688人
	外来	来	4,053人
		計	5,741人
主な建設改良事業	1 病院改築	関係	— 式
	加茂病院改築	事業	— 式
	十日町病院改築	事業	— 式
	吉田病院改築	事業	— 式

	<p>2 病院増築関係事業 中央病院整備事業</p> <p>3 がんセンター新潟病院整備事業 医療情報総合システム整備事業</p> <p>4 器械備品整備事業</p>	<p>— 式</p> <p>— 式</p> <p>— 式</p> <p>— 式</p>
--	---	---

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業	業 収 益	74,273,405
第1項 医 業 収 益	取 益	59,243,780
第2項 医 業 外 収 益	取 益	15,029,425
第3項 特 別 利 益	利 益	200

支 出		千円
第1款 病院事業	業 費 用	78,609,780
第1項 医 業 費 用	費 用	75,320,995
第2項 医 業 外 費 用	費 用	3,288,585
第3項 特 別 損 失	損 失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,022,499千円は、過年度分損益勘定留保資金3,022,499千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款 資本的収入		5,371,677
第1項 投資回収金		1,572
第2項 企業業債		1,788,900
第3項 補助金		35,930
第4項 負担金交付金		3,544,681
第5項 その他資本的収入		594

支 出		千円
第1款 資本的支出		8,394,176
第1項 建設改良費		2,189,144
第2項 無形固定資産		5,312
第3項 投資		1,572
第4項 償還金		6,198,148

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	限	度	額
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科地域精神医療学講座設置協定		令和7年度から令和8年度まで			千円 52,920
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科地域医療健康学講座設置協定		令和7年度から令和8年度まで			52,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 1,788,900	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	費	37,199,636
2	交際	費	1,000

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,638,303千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,643,643千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	バイブレーション血管撮影装置	—	式
	X線CT装置	—	式
	高線量率RALS	—	式
	医療情報総合システム	—	式
	手術用顕微鏡システム	—	式
	生体情報モニタリングシステム	—	式

令和6年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			805床
年間患者数	入院	院	241,000人
	外来	来	370,000人
		計	611,000人
1日平均患者数	入院	院	656人
	外来	来	1,520人
		計	2,176人
主な建設改良事業	1	総合医療情報システム整備事業	一式
	2	医療器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	5,591,110
第1項 医業収益	87,682
第2項 医業外収益	5,503,428

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出	
第1款 病院事業費用	6,439,214
第1項 医業費用	5,721,434
第2項 医業外費用	647,074
第3項 特別損失	70,706

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	千円 2,833,952
第1項 企 業 債	821,000
第2項 補 助 金	394,846
第3項 負 担 金 交 付 金	1,618,106

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	千円 2,833,952
第1項 建 設 改 良 費	828,847
第2項 償 還 金	2,005,105

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
器 械 備 品 整 備 事 業	令 和 7 年 度	千円 42,350

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 821,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。
合計	821,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、821,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,067,439千円である。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	器	械	一	式
		磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)		一	式
		手術室映像記録配信システム		一	式

令和6年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	流域関連市町村数			11市町村
	2	年間総処理水量	79,394,308	立方メートル	
	3	一日平均処理水量	217,519	立方メートル	
2 建設改良関係	1	流域下水道施設の改築更新事業			一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	流域下水道事業収益	12,945,009
第1項	営業収益	4,710,566
第2項	営業外収益	8,234,433
第3項	特別利益	10

支 出		千円
第1款	流域下水道事業費用	12,151,476
第1項	営業費用	11,204,762
第2項	営業外費用	846,704
第3項	特別損失	10
第4項	予備費	100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,283,393千円は、当年度分損益勘定留保資金1,426,715千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額426千円、当年度利益剰余金処分額793,533千円及び繰越利益剰余金処分額62,719千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	6,489,621
第1項	資 本 的 業 務 補 助 金	1,678,800
第2項	資 本 的 業 務 補 助 金	3,413,494
第3項	資 本 的 業 務 補 助 金	49,885
第4項	資 本 的 業 務 補 助 金	1,338,883
第5項	資 本 的 業 務 補 助 金	8,559

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	8,773,014
第1項	資 本 的 設 備 改 良 費	5,830,783
第2項	資 本 的 設 備 償 還 金	2,541,967
第3項	資 本 的 設 備 償 還 金	4,686
第4項	資 本 的 設 備 償 還 金	380,000
第5項	資 本 的 設 備 償 還 金	15,578

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円				
流域下水道事業	1,415,500	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
借換	263,300			
合計	1,678,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
職	員 給 与 費	307,494	千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,505,932千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち856,252千円は、次のとおり処分するものと定める。

区	分	金	額
減	債 積 立 金	856,252	千円

令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90,316,880千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,355,544,328千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 281,139,000	千円 △ 1,784,000	千円 279,355,000
	第1項 県 民 税	64,108,000	3,040,000	67,148,000
	第2項 事 業 税	70,532,000	1,797,000	72,329,000
	第3項 地 方 消 費 税	81,027,000	△ 7,456,000	73,571,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,228,000	435,000	4,663,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,358,000	119,000	2,477,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	469,000	3,000	472,000
	第7項 軽 油 引 取 税	21,617,000	△ 328,000	21,289,000
	第8項 自 動 車 税	31,766,000	645,000	32,411,000
	第9項 鉱 区 税	28,000	4,000	32,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	143,000	△ 20,000	123,000
	第13項 旧 法 に よ る 税	140,000	△ 23,000	117,000
第2款 地方消費税清算金		118,192,000	△ 6,669,000	111,523,000
	第1項 地方消費税清算金	118,192,000	△ 6,669,000	111,523,000
第3款 地方譲与税		42,567,000	3,172,353	45,739,353
	第1項 特別法人事業譲与税	38,442,000	3,055,832	41,497,832
	第2項 地方揮発油譲与税	3,550,000	104,349	3,654,349

	第3項 石油ガス譲与税		142,000	△	1,161	140,839
	第4項 自動車重量譲与税		328,000		12,841	340,841
	第5項 森林環境譲与税		103,000		180	103,180
	第6項 航空機燃料譲与税		2,000		312	2,312
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金		1,090,000		31,220	1,121,220
			1,090,000		31,220	1,121,220
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税		254,900,000		9,918,078	264,818,078
			254,900,000		9,918,078	264,818,078
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金		410,000	△	89,632	320,368
			410,000	△	89,632	320,368
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金		6,723,465		13,046	6,736,511
	第2項 負担金		2,171,498		523	2,172,021
			4,551,967		12,523	4,564,490
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料		14,299,328	△	393,483	13,905,845
	第2項 手数料		10,789,127	△	357,488	10,431,639
			3,510,201	△	35,995	3,474,206
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金		198,715,504	△	9,603,101	189,112,403
	第2項 国庫補助金		28,053,656		215,495	28,269,151
			168,569,865	△	9,406,903	159,162,962

第10款 財産収入	第3項 委託金	2,091,983	△	411,693	1,680,290
	第1項 財産運用収入	3,842,621		1,450,731	5,293,352
	第2項 財産売却収入	1,279,712		17,099	1,296,811
		2,562,909		1,433,632	3,996,541
第11款 寄附金	第1項 寄附金	1,763,242		287,531	2,050,773
		1,763,242		287,531	2,050,773
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	30,679,104	△	1,242,449	29,436,655
	第2項 基金繰入金	4,628,311	△	77,589	4,550,722
		26,050,793	△	1,164,860	24,885,933
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	237,079,249	△	89,942,894	147,136,355
	第2項 利子収入	192,434	△	32,723	159,711
	第3項 公営企業貸付金収入	11,553	△	284	11,269
	第4項 貸付金収入	14,388,592	△	787,152	13,601,440
	第5項 受託事業収入	196,882,277	△	91,356,036	105,526,241
	第6項 収益事業収入	17,324,018		201,388	17,525,406
	第7項 利子割精算金収入	2,859,281		98,852	2,958,133
	第8項 雑収入	1	△	1	
		5,421,093		1,933,062	7,354,155
第14款 県債		248,409,000	△	4,590,000	243,819,000

	第1項 界	債	248,409,000	△ 4,590,000	243,819,000
第15款 繰越金			6,051,695	9,124,720	15,176,415
	第1項 繰越金		6,051,695	9,124,720	15,176,415
歳入	合計		1,445,861,208	△ 90,316,880	1,355,544,328

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
第1款 議会費	第1項 議会費	1,418,132	△ 140,902	1,277,230
第2款 総務費	第1項 政 策 費	26,821,344	24,175,862	50,997,206
	第2項 総 務 管 理 費	6,264,736	△ 440,388	5,824,348
	第3項 統 計 調 査 費	10,429,761	25,149,944	35,579,705
	第4項 徴 税 費	544,846	△ 19,996	524,850
	第5項 市 町 村 振 興 費	7,092,723	△ 8,048	7,084,675
	第6項 選 挙 費	1,128,705	△ 76,049	1,052,656
	第7項 人 事 委 員 会 費	978,691	△ 430,912	547,779
	第8項 監 査 委 員 費	142,106	589	142,695
		239,776	722	240,498
第3款 環境費	第1項 環 境 政 策 費	8,341,294	884,186	9,225,480
	第2項 環 境 対 策 費	810,040	△ 178,653	631,387
	第3項 資 源 循 環 推 進 費	828,642	△ 62,418	766,224
	第4項 防 災 費	787,954	△ 123,118	664,836
		5,914,658	1,248,375	7,163,033
第4款 福祉保健費		202,853,820	△ 2,992,792	199,861,028

	第1項 福祉保健費	22,663,723		106,241	22,769,964
	第2項 国保・福祉指導費	44,967,251		875,824	45,843,075
	第3項 地域医療政策費	12,273,189		327,620	12,600,809
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,365,995	△	3,363	2,362,632
	第5項 高齢福祉保健費	45,465,061	△	1,835,729	43,629,332
	第6項 健康対策費	4,542,958	△	81,126	4,461,832
	第7項 生活衛生費	8,168,522	△	449,150	7,719,372
	第8項 障害福祉費	23,461,022		368,851	23,829,873
	第9項 子ども家庭費	25,752,140	△	482,707	25,269,433
	第10項 感染症対策費	13,193,959	△	1,819,253	11,374,706
第5款 労働費		2,979,697	△	405,358	2,574,339
	第1項 労働委員会費	118,117	△	1,309	116,808
	第2項 しごと定住促進費	661,427	△	15,378	646,049
	第3項 雇用能力開発費	2,200,153	△	388,671	1,811,482
第6款 産業費		231,200,724	△	92,391,085	138,809,639
	第1項 産業政策費	2,386,529	△	77,801	2,308,728
	第2項 地域産業振興費	203,794,736	△	91,744,172	112,050,564
	第3項 創業・イノベーション推進費	3,118,839	△	100,370	3,018,469
	第4項 産業立地費	12,494,375	△	142,105	12,352,270
	第5項 観光費	4,323,198	△	303,602	4,019,596
	第6項 国際観光費	271,337		2,099	273,436

第7項	文 化 一 ツ	費	3,127,200	△	6,014	3,121,186
第8項	ス ポ ー ツ	費	1,684,510	△	19,120	1,665,390
第7款	農 林 水 産 業 費		96,855,361	△	7,728,692	89,126,669
第1項	農 業 総 務 費		3,432,405	△	185,982	3,246,423
第2項	地 域 農 政 推 進 費		9,277,357	△	846,126	8,431,231
第3項	農 産 園 芸 費		2,497,269	△	664,497	1,832,772
第4項	経 営 普 及 費		3,395,306	△	357,242	3,038,064
第5項	食 品 ・ 流 通 費		622,000	△	71,968	550,032
第6項	畜 産 業 費		1,750,876	△	77,740	1,673,136
第7項	水 産 業 費		3,386,697	△	70,586	3,316,111
第8項	林 業 費		13,421,986	△	2,063,004	11,358,982
第9項	農 地 管 理 費		6,685,290	△	360,647	6,324,643
第10項	農 地 基 盤 整 備 費		51,049,176	△	2,998,015	48,051,161
第11項	農 地 計 画 費		1,336,999	△	32,885	1,304,114
第8款	土 木 費		177,140,485	△	4,800,118	172,340,367
第1項	土 木 管 理 費		11,129,619	△	7,454	11,122,165
第2項	道 路 橋 り よ う 費		71,127,883		603,401	71,731,284
第3項	河 川 海 岸 費		32,964,208		159,141	33,123,349
第4項	砂 防 費		17,816,773	△	4,450,663	13,366,110
第5項	都 市 計 画 費		7,192,621	△	449,251	6,743,370
第6項	建 築 費		20,662,089		294,244	20,956,333

	第7項 交通港	第7項 交通港	3,871,433	△	259,722	3,611,711
	第8項 港	策 政 振 興	725,261	△	58,676	666,585
	第9項 港	灣	10,490,401	△	265,047	10,225,354
	第10項 空	港	1,160,197	△	366,091	794,106
第9款	警	察	51,552,529	△	640,156	50,912,373
	第1項	警	47,493,625	△	416,510	47,077,115
	第2項	察	4,058,904	△	223,646	3,835,258
第10款	教	育	160,811,786	△	3,889,432	156,922,354
	第1項	教	7,548,658	△	153,822	7,394,836
	第2項	小	79,228,902	△	1,745,746	77,483,156
	第3項	高	42,171,922	△	1,310,428	40,861,494
	第4項	特	17,986,413	△	9,284	17,977,129
	第5項	生	466,863	△	30,821	436,042
	第6項	生	510,619		5,940	516,559
	第7項	保	711,760	△	66,115	645,645
	第8項	私	10,631,653	△	492,693	10,138,960
	第9項	大	1,554,996	△	86,463	1,468,533
第11款	災	害	7,797,683		4,229,237	12,026,920
	第1項	農	2,694,917		2,186,697	4,881,614
	第2項	土	4,726,220		2,042,540	6,768,760

第12款 県 債 出 金	第1項 県 債 費	301,082,956	△ 1,085,307	299,997,649
第13款 諸 支 出 金	第1項 公 営 企 業 貸 付 金	176,705,397	△ 5,532,323	171,173,074
	第2項 雑 支 出	14,388,592	△ 787,152	13,601,440
	第3項 地 方 消 費 税 清 算 金	9,253,400	276,000	9,529,400
	第4項 利 子 割 交 付 金	79,414,925	△ 2,992,940	76,421,985
	第5項 配 当 割 交 付 金	88,496	△ 22,314	66,182
	第6項 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,344,222	175,230	1,519,452
	第7項 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	933,768	700,326	1,634,094
	第8項 法 人 事 業 税 交 付 金	123,708	5,276	128,984
	第9項 地 方 消 費 税 交 付 金	5,205,936	64,051	5,269,987
	第10項 ゴ ル フ 場 場 利 用 税 交 付 金	59,824,189	△ 3,358,771	56,465,418
	第11項 環 境 性 能 割 交 付 金	328,300	469	328,769
	第12項 軽 油 引 取 税 交 付 金	734,800	194,535	929,335
	第13項 利 子 割 精 算 金	4,966,564	213,930	5,180,494
	第14項 旧 法 に よ る 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	△ 1	97,534
		98,496	△ 962	
歳 出	合 計	1,445,861,208	△ 90,316,880	1,355,544,328

第2表 継続費補正
1 変更

款	項	事業名	補		正		前		補		正		後	
			総額	千円	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	一般国道117号道路 改築工事 (灰雨トンネル)	5,700,000	千円	2	0	5,700,000	千円	2	0	5,700,000	千円	2	0
					3	820,728			3	820,728			3	820,728
					4	2,629,064			4	2,629,064			4	2,629,064
					4,500,000				4,500,000				4,500,000	
					3	902,351			3	902,351			3	902,351
					4	1,037,917			4	1,037,917			4	1,037,917
					5	550,000			5	550,000			5	516,077
					6	700,000			6	700,000			6	700,000
					7	433,282			7	433,282			7	467,205
					元	375,968			元	375,968			元	375,968
2	500,482	2	500,482	2	500,482									
30	千円	30	千円	30	千円									

	第3項 河川海岸費	鶴川治水ダム事業費 (鶴川)	5,000,000	5	1,770,936		5	971,301				
				6	400,000		6	1,200,000				
				7	79,272		7	78,907				
				4	0		4	0				
				5	600,000		5	440,000				
				6	1,000,000	5,000,000	6	1,250,000				
				7	1,300,000		7	1,300,000				
				8	1,700,000		8	1,700,000				
				9	400,000		9	310,000				
				15	0		15	0				
				16	450,000		16	450,000				
				17	425,000		17	425,000				
				18	350,000		18	350,000				
				19	500,000	36,030,000	19	500,000				
							42,530,000				19	500,000

	20	430,000		20	430,000
	21	500,000		21	500,000
	22	867,000		22	867,000
	23	1,221,800		23	1,221,800
	24	712,700		24	712,700
	25	898,600		25	898,600
	26	1,160,000		26	1,160,000
	27	983,770		27	983,770
	28	1,071,700		28	1,071,700
	29	1,459,000		29	1,459,000
	30	2,560,000		30	2,560,000
	元	3,485,900		元	3,485,900
	2	3,408,000		2	3,408,000
	3	4,684,500		3	4,684,500

第6項 建築費	胎内規模改良 第一發電事業所	390,000	4	0	500,000	4	0
			5	10,000		5	0
			6	360,500		6	50,000
			7	19,500		7	430,500
						8	19,500

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	限	度	額	説	明
新潟県立紫雲寺記念公園管理協定		令和6年度から 令和12年度まで		826,000千円			

2 変 更		事 項	補 正 前		補 正 後		説 明
			期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
		コロニーにいがた白岩の里管理協定	令和6年度から 令和10年度まで	1,500,765千円	令和6年度から 令和10年度まで	2,350,764千円	
		一級河川十二沢川広域河川改修工事 費用負担協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会 社)	平成28年度から 令和8年度まで	1,750,000千円	平成28年度から 令和9年度まで	2,200,000千円	
		ダムE S C O事業委託契約	令和6年度から 令和27年度まで	194,000千円	令和6年度から 令和28年度まで	194,000千円	
		新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県ス ポーツ公園)及び清五郎ワールド カップ広場管理協定	令和2年度から 令和6年度まで	2,556,350千円	令和2年度から 令和6年度まで	2,593,971千円	

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法
道路事業費	17,596,000	千円	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。）	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	16,228,000				
河川事業費	15,399,000					15,845,000				
海岸事業費	899,000					827,000				
砂防事業費	8,418,000					6,590,000				
街路事業費	579,000					466,000				
公園事業費	683,000					660,000			補正前に同じ	
公営住宅建設事業費	315,000					357,000				
港湾事業費	5,562,000					5,104,000				
空港事業費	329,000					181,000				
漁港事業費	520,000					521,000				
林道事業費	565,000					276,000				

治山事業費	3,071,000				2,655,000		
農地事業費	13,643,000				12,500,000		
災害復旧事業費	4,092,000				6,070,000		
学校教育施設等整備事業費	2,596,000				2,470,000		
生涯学習施設等整備事業費	189,000				188,000		
社会福祉施設整備事業費	370,000				135,000		
施設整備事業費 (一般財源化分)	236,000				409,000		
地域活性化事業費	1,185,000				1,295,000		
防災対策事業費	11,027,000				11,536,000		
地方道路等整備事業費	8,021,000				7,908,000		
合併特例事業費	1,332,000				1,426,000		
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	565,000				589,000		
河川等整備事業費	74,000				59,000		
臨時高等学校改築等事業費	2,000				74,000		

警察施設整備事業費	701,000				847,000	
交通安全施設整備事業費	579,000				453,000	
地域機関改修事業費	347,000				354,000	
石綿対策事業費	133,000				74,000	
脱炭素設備整備事業費	94,000				108,000	
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000				27,000	
国立・国定公園施設整備事業費	28,000				27,000	
医療体制整備事業費	172,000				126,000	
農林水産業振興事業費	30,000				0	
北越急行株式会社補助事業費	67,000				71,000	
臨時財政対策債	7,000,000				5,408,000	
合計	248,409,000				243,819,000	

令和5年度新潟県債管理特別会計補正予算

令和5年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310,782千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,438,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		193,748,931 ^{千円}	△ 310,782 ^{千円}	193,438,149 ^{千円}
	第1項 繰入金	193,748,931	△ 310,782	193,438,149
歳入	合計	193,748,931	△ 310,782	193,438,149

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		千円 193,748,931	△ 310,782	千円 193,438,149
	第1項 県債費	193,748,931	△ 310,782	193,438,149
歳	出 合 計	193,748,931	△ 310,782	193,438,149

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,040千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,916千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり事業収入		千円 212,956	△ 87,040	千円 125,916
	第1項 繰越金	212,956	△ 87,040	125,916
歳入	合計	212,956	△ 87,040	125,916

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり事業資金費		千円 212,956	千円 △ 87,040	千円 125,916
	第1項 貸付事業費	212,956	△ 87,040	125,916
歳	出 合 計	212,956	△ 87,040	125,916

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,424,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,341,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 3,916,954	千円 1,424,536	千円 5,341,490
	第1項 国庫支出金	109,581	48,109	157,690
	第2項 財産収入	1,189	△ 1,117	72
	第3項 繰入金	3,613,144	1,373,267	4,986,411
	第4項 諸収入	526	1,226	1,752
	第5項 分担金及び負担金	185,148	△ 2,914	182,234
	第7項 寄附金		100	100
	第8項 繰越金		5,865	5,865

歳	入	合	計	3,916,954	1,424,536	5,341,490
---	---	---	---	-----------	-----------	-----------

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 3,916,954	千円 1,424,536	千円 5,341,490
	第1項 災害救助費	3,870,270	△ 12,106	3,858,164
	第2項 基金積立金	1,189	1,377,969	1,379,158
	第3項 県債	45,495	△ 116	45,379
	第4項 繰出金		58,789	58,789
歳	出 合 計	3,916,954	1,424,536	5,341,490

令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,817,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,354,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		187,536,631	3,817,837	191,354,468
	第1項 分担金及び負担金	48,680,865	△ 729,361	47,951,504
	第2項 国庫支出金	47,745,873	2,574,575	50,320,448
	第3項 財産収入	6,988	△ 6,569	419
	第4項 繰入金	12,979,604	△ 918,114	12,061,490
	第5項 諸収入	78,123,300	70,280	78,193,580
	第6項 繰越金	1	2,827,026	2,827,027
歳 入	合 計	187,536,631	3,817,837	191,354,468

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業費	第1項 総務費	187,536,631 千円	3,817,837 千円	191,354,468 千円
	第2項 事業費	3,857	△ 87	3,770
	第3項 基金積立金	185,886,865	5,008,827	190,895,692
	第4項 諸支出名	6,988	△ 6,569	419
歳出	合計	187,536,631	3,817,837	191,354,468

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ627,348千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	627,588 千円	△ 240 千円	627,348 千円
	第2項 諸収入	3,344	△ 1,403	1,941
歳 入	合 計	627,588	△ 240	627,348

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	第1項 貸付事業費	千円 627,588	△ 240	千円 627,348	
歳	出	627,588	△	240	627,348
	合 計				

令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,312千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者総合施設事業収入		千円 19,380	千円 4,932	千円 24,312
	第3項 繰入金	19,343	4,932	24,275
歳入	合計	19,380	4,932	24,312

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者費		千円 19,380	千円 4,932	千円 24,312
	第2項 繰出金	19,369	4,932	24,301
歳	出 合 計	19,380	4,932	24,312

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374,742千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,197千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付		千円 735,939	千円 △ 374,742	千円 361,197
	第2項 諸 収 入	318,439	△ 22,592	295,847
	第3項 県 債	200,000	△ 176,075	23,925
	第4項 繰 越 金	209,943	△ 176,075	33,868
歳 入	合 計	735,939	△ 374,742	361,197

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付費	第1項 貸付事業費	735,939 千円	△ 374,742 千円	361,197 千円
	第2項 県債費	414,849	△ 352,150	62,699
	第3項 繰出金	207,618	△ 12,308	195,310
		113,472	△ 10,284	103,188
歳出	合計	735,939	△ 374,742	361,197

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	200,000	千円	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	補	正	補	後
							23,925	千円	正	償還の方法

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善資金	第2項 繰越金	千円 265,054	千円 △ 67	千円 264,987
歳入	合計	396,025	△ 67	395,958

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改良事業 貸付事業資金費	第1項 貸付事業費	千円 265,004	△	千円 264,937
		193,671	△	193,604
歳	出 合 計	396,025	△	395,958

令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,416千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,374千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金 貸付事業収入	第1項 繰入金	50,790 千円	△ 30,416 千円	20,374 千円
	第3項 繰越金	80	△ 80	20,313
	合 計	50,649	△ 30,336	
歳 入	合 計	50,790	△ 30,416	20,374

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金 付事業費	第1項 貸付事業費	千円 50,740	△ 千円 30,416	千円 20,324
歳 出	合 計	50,790	△ 30,416	20,374

令和5年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,018千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 139,374	△ 26,018	千円 113,356
	第1項 国庫支出金	38,711	△ 20,997	17,714
	第2項 財産収入	6,240	7,649	13,889
	第3項 繰入金	77,452	△ 150	77,302
	第4項 県債	9,000	△ 9,000	
	第5項 繰越金	7,971	△ 4,381	3,590

	第6項 諸 收 入		861	861
歳 入	合 計	139,374	△ 26,018	113,356

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	138,374 千円	△ 26,018 千円	112,356 千円
	第2項 県債費	60,922	△ 25,868	35,054
	第2項 県債費	53,452	△ 150	53,302
歳	出 合 計	139,374	△ 26,018	113,356

第2表 地方債補正
1 変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有林事業費	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	千円								

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131,026千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,889千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
都市開発資金		千円 401,915	千円 △ 131,026	千円 270,889
第1款 事業取	第1項 財産収入	400,000	△ 131,026	268,974
歳入	合計	401,915	△ 131,026	270,889

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金事業費		千円 401,915	千円 △ 131,026	千円 270,889
	第2項 繰出金	400,000	△ 131,026	268,974
歳出	合計	401,915	△ 131,026	270,889

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ421,143千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,664,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正					
1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 4,086,046	千円 △ 421,143	千円 3,664,903	
	第2項 国庫支出金	15,000	△ 15,000		
	第5項 諸収入	10,374	△ 3,043	7,331	
	第6項 県債	2,422,000	△ 403,100	2,018,900	
歳 入	合 計	4,086,046	△ 421,143	3,664,903	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業費		千円 4,085,893	千円 △ 421,143	千円 3,664,750	
	第1項 事業費	2,666,623	△ 421,143	2,245,480	
歳	出	4,086,046	△ 421,143	3,664,903	
	合 計				

令和5年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量	
	業	関										係
1	営	業				381,815	MWh				362,361	MWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	12,692,791 千円	△ 464,483 千円	12,228,308 千円
第1項	営業収益	12,566,852	△ 561,399	12,005,453
第2項	財務収益	3,480	△ 834	2,646
第3項	事業外収益	122,459	97,750	220,209

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	7,354,337	578,301	7,932,638
第1項 営業費用	6,535,578	△ 545,941	5,989,637
第3項 事業外費用	655,625	332,420	988,045
第5項 特別損失		791,822	791,822

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,977,757千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	3,705,564	△ 1,336,311	2,369,253
第1項 企業債	3,288,000	△ 1,348,000	1,940,000
第5項 雑収入	10	11,689	11,699

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 10,952,494	千円 △ 1,605,484	千円 9,347,010
第1項	建設改良費	5,023,830	△ 1,609,535	3,414,295
第3項	投資	3,374	415	3,789
第6項	雑支出	1,000	3,636	4,636

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補て人財源												
					過 年 損 留 保 資 金	当 年 損 留 保 資 金	減 積 立	債 積 立	建 設 積 立	良 改 積 立	經 營 積 立	安 定 積 立	地 域 積 立	興 振 立	消 費 的 整 理	税 支 額	
第1項	建設改良費	千円 3,414,295	千円 1,947,064	千円 1,467,231	千円 479,919	千円 78,658	千円 127,000	千円 394,500	千円 207,000	千円 307,154							
第2項	企業償還金	1,916,737	410,000	1,506,737	1,379,737												
第3項	投資	3,789		3,789	3,789												
第4項	他会計繰出金	4,000,000		4,000,000													
第5項	受託工事費	7,553	7,553														
第6項	雑支出	4,636	4,636														
	計	9,347,010	2,369,253	6,977,757	1,863,445	78,658	127,000	394,500	207,000	307,154							

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元			金			更			額	
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額		
1	資本的支出	1 建設改良費	胎内第一改良所 大規模発電事業	千円	元	千円	千円	元	千円	元	千円	千円	
						176,395			176,395			176,395	
					2	128,325		2	128,325		2	128,325	
					3	1,607,555		3	1,607,555		3	1,607,555	
					4	981,093		4	981,093		4	981,093	
					5	2,828,849		5	2,828,849		5	1,316,450	
					6	1,939,389		6	1,939,389		6	1,678,872	
					7	323,564		7	323,564		7	1,786,682	
											8	309,798	
				7,985,170		7,985,170							

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
発電管理センター他 監視制御装置更新工事	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,025,197	令和5年度から 令和8年度まで	千円 1,025,197
笠掘発電所 変電設備更新工事	令和5年度	152,900	令和5年度から 令和7年度まで	152,900
笠掘発電所 東北電力配電線盤更新工事	令和6年度	165,000	令和6年度から 令和8年度まで	165,000

(企業債)

第7条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
水力発電所建設改良事業費	千円 3,288,000	千円 1,940,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 1,059,977	千円 944,496

令和5年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	2 年 間 総 給 水 量	50,948,422 立方メートル	53,257,578 立方メートル
	3 一 日 平 均 給 水 量	138,824 立方メートル	145,116 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款	工業用水道事業収益	千円 1,782,312	千円 13,124	千円 1,795,436
第1項	営業収益	1,536,440	11,209	1,547,649
第2項	営業外収益	245,872	1,915	247,787

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,264,922	△ 273,770	1,991,152
第1項 営業費用	2,080,792	△ 343,748	1,737,044
第2項 営業外費用	24,130	69,978	94,108

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額650,286千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	21,609	20,908	42,517
第2項 雑収入	21,579	20,908	42,487

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 615,691	千円 77,112	千円 692,803
第1項 建設改良費	490,982	77,127	568,109
第3項 投資	15	△ 15	

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			
				減 積 立 金	債 積 立 金	建 設 改 良 積 立 金	過 損 留 保 資 金 年 度 定 金
第1項 建設改良費	千円 568,109	千円 42,517	千円 525,592	千円 24,026	千円 352,061	千円 126,691	千円 46,840
第2項 企業債償還金	124,694		124,694			100,668	
計	692,803	42,517	650,286	24,026	352,061	227,359	46,840

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 375,662	千円 348,754

(他会計からの補助金)

第6条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を38,520千円に改める。

令和5年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	営 業 関 係	土 地 の 売 却		
1			平方メートル 75,000	平方メートル 102,470

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 1,642,564	千円 247,918	千円 1,890,482
第1項	営業収益	852,069	247,420	1,099,489
第2項	営業外収益	790,495	498	790,993

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 工業用地造成事業費用	889,819	194,459	1,084,278
第1項 営業費用	882,873	194,502	1,077,375
第2項 営業外費用	5,946	△ 43	5,903

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額750,554千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資本的支出	795,037	△ 44,483	750,554
第1項 工業用地造成費	67,644	△ 45,144	22,500
第4項 雑支出	10	661	671

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円	千円 22,500	千円 22,500	千円 22,500
第2項 企業償還金	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	410,000
第4項 雑 支 出	671		671	671	671
計	750,554		750,554		750,554

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 57,319	千円 71,873

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,200千円に改める。

令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土地の売却		平方メートル 7,572.88			平方メートル 58,628.13	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 93,614	千円 523,161	千円 616,775
第1項	営業収益	90,274	523,727	614,001
第2項	営業外収益	3,340	△ 566	2,774

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款 用地造成事業費用	64,539	301,671	366,210
第1項 営業費用	64,430	301,678	366,108
第2項 営業外費用	109	△ 7	102

令和5年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予定量	変更予定量
	入	外			
年間患者数	院		680,000	人	632,000 人
		来	1,134,000	人	1,098,000 人
		計	1,814,000	人	1,730,000 人
1日平均患者数	院		1,858	人	1,727 人
		来	4,667	人	4,519 人
		計	6,525	人	6,246 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 病院 事業 収 益	76,885,012	△ 477,014	76,407,998
第1項 医 業 収 益	61,772,562	△ 924,222	60,848,340
第2項 医 業 外 収 益	15,112,250	447,408	15,559,658
第3項 特 別 利 益	200	△ 200	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 病院 事業 費 用	78,806,493	969,281	79,775,774
第1項 医 業 費 用	76,910,183	1,248,671	78,158,854
第2項 医 業 外 費 用	1,896,110	△ 279,190	1,616,920
第3項 特 別 損 失	200	△ 200	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,857,600千円は、過年度分損益勘定留保資金1,857,600千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資本的収入	7,029,720	△ 243,799	6,785,921
第1項 投資回収金	811	248	1,059
第2項 企業業債	2,937,600	△ 269,200	2,668,400
第3項 補助金	12,314	28,740	41,054
第4項 負担金交付金	4,074,516	△ 5,311	4,069,205
第5項 その他資本的収入	4,479	1,724	6,203

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資本的支出	8,886,699	△ 243,178	8,643,521
第1項 建設改良費	3,379,752	△ 264,723	3,115,029
第2項 投資	811	868	1,679
第4項 その他資本的支出		20,677	20,677

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元			金額			變更金額		
			總額	年度	年割額	總額	年度	年割額	總額	年度	年割額
			千円	25	千円	25	千円	25	千円	25	千円
				26	546,230		26	546,230		26	546,230
				27	3,726,370		27	3,726,370		27	3,726,370
				28	561,097		28	561,097		28	561,097
				29	321,756		29	321,756		29	321,756
				30	1,028,382		30	1,028,382		30	1,028,382
			14,863,351	元	4,248,794	14,863,351	元	4,248,794	14,863,351	元	4,248,794
		十日町病院改築事業		2	2,384,015		2	2,384,015		2	2,384,015
				3	745,495		3	745,495		3	745,495
				4	542,137		4	542,137		4	542,137
				5	473,310		5	473,310		5	460,398
				6	285,765		6	285,765		6	23,731
1	資本の支出	1 建設改良費								7	274,946

科 目	元 金 額	変 更 金 額
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	千円 21,735,995	千円 22,261,599

令和5年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量
	入	外									
年間患者数	院		181,000			人			169,000		人
		来	285,000			人			301,000		人
		計	466,000			人			470,000		人
1日平均患者数	院		510			人			474		人
		来	1,204			人			1,273		人
		計	1,714			人			1,747		人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 病院事業収益	3,979,046	292,050	4,271,096
第1項 医療収益	63,393	2,190	65,583
第2項 医療外収益	3,915,653	289,860	4,205,513

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 病院事業費用	4,088,355	386,203	4,474,558
第1項 医療費用	2,857,033	127,953	2,984,986
第2項 医療外費用	1,217,331	163,392	1,380,723
第3項 特別損失	13,991	94,858	108,849

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資 本 的 収 入	26,449,881	727,877	27,177,758
第1項 企 業 債	24,512,000	740,000	25,252,000
第2項 補 助 金	9,120	1	9,119
第3項 負 担 金 交 付 金	1,928,761	12,122	1,916,639

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資 本 的 支 出	26,449,881	727,877	27,177,758
第1項 建 設 改 良 費	25,861,517	727,877	26,589,394

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元 金 額			変 更 金 額		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県中央病院新築事業	千円	30	千円 22,076	千円	30	千円 22,076
			元	元	513,091	元	元	513,091
			2	2	42,750	2	2	42,750
			3	3	1,513,823	3	3	1,513,823
			4	4	7,503,279	4	4	7,503,279
			5	5	13,983,659	5	5	14,723,958
			23,578,678			24,318,977		

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元 金 額	変 更 金 額
病院整備事業費	千円 24,512,000	千円 25,252,000

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,702,632千円に改める。

令和5年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
			額	定	額	額	更	額			
1	営	業	関	係	2	年間総処理水量	79,578,926	立方メートル	78,148,619	立方メートル	
					3	一日平均処理水量	218,024	立方メートル	214,106	立方メートル	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	流域下水道事業収益	12,920,981	△ 64,293	12,856,688
第1項	営業収益	4,721,283	△ 83,469	4,637,814
第2項	営業外収益	8,199,688	19,186	8,218,874
第3項	特別利益	10	△ 10	

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	流域下水道事業費用	12,142,864	△ 322,108	11,820,756
第1項	営業費用	11,227,754	△ 329,657	10,898,097
第2項	営業外費用	815,100	7,559	822,659
第3項	特別損失	10	△ 10	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,292,787千円は、当年度分損益勘定留保資金1,408,822千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303千円及び当年度利益剰余金処分額883,662千円で補てんする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資本的収入	5,819,965	△ 1,215,510	4,604,455
第1項 企業債	1,636,200	△ 262,600	1,373,600
第2項 国庫補助金	2,776,110	△ 656,487	2,119,623
第3項 他会計補助金	46,432	△ 16,916	29,516
第4項 負担金	1,289,923	△ 279,507	1,010,416

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資本的支出	8,098,453	△ 1,201,211	6,897,242
第1項 建設改良費	5,359,492	△ 1,219,037	4,140,455
第2項 企業債償還金	2,717,803	17,825	2,735,628
第5項 国庫補助金返還金		1	1

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
流域下水道事業	千円 1,243,500	千円 980,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 307,367	千円 313,986

(他会計からの補助金)

第7条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,521,492千円に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金の処分額を883,662千円に改め、次のとおり処分するものと改める。

区分	元金額	変更金額
減債積立金	千円 851,335	千円 883,662

令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	特定地域の自立・安全を支援する事業費	5,320 千円
		地域活性化推進費	197,530
第2項 総務管理費	第2項 総務管理費	無線システム普及支援補助金	13,300
		総合研修センター修繕費	14,300
		本庁舎整備費	263,826
		庁舎修繕費	66,915

		県有財産管理費	3,359
		防災行政無線体制整備費	27,773
第3款	環境費	地域脱炭素パッケージ支援費	11,980
		県有施設の脱炭素設備導入費	179,597
第4款	福祉保健費	福祉保健部地域機関等整備費	23,131
		新潟ユニゾンプラザ施設設備整備費	12,359
		地域基幹病院整備補助金	64,642
第3項	地域医療政策費	回復期リハビリテーション病棟等施設整備事業費	31,521
第4項	医師・看護師・保健師・介護職員費	医師の働き方改革支援費	8,234
第5項	高齢福祉保健費	高齢者福祉施設整備補助金	636,768
第6項	健康対策費	分娩取扱施設等整備費	29,481
第8項	障害福祉費	障害児性被害防止対策事業費	1,875
		バリアフリーーまちづくり事業費	548,668
		障害者支援施設等整備補助金	193,838

	第9項	子ども家庭費	こどもの性被害防止対策事業費	1,350
	第10項	感染症対策費	感染症対策推進費	140,196
			新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備費	5,000
			新型コロナウイルス感染症宿泊・自宅療養体制整備費	510,432
第5款	労働費	しごと定住促進費	にいがた暮らし・しごと支援センター設置費	1,804
		第3項	テクノスクル管理費	15,000
第6款	産業費	第1項	ネスパス運営費等補助金	1,218
		第2項	新潟清酒海外展開支援費	2,500
		第3項	工業技術総合研究所管理費	6,170
		第5項	新潟ふるさと村施設整備費	4,114
第7款	農林水産業費	第3項	農業適正管理事業補助金	27,358
		第7項	漁場環境保全創造事業費	130,788
			県営漁港維持管理費	1,150
			県営漁港維持補修費	9,318

	県営漁港海岸保全施設点検費	5,985
	県営漁港海岸保全事業費	140,897
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	62,919
	市町村営漁業集落環境整備事業補助金	5,280
	市町村営地方創生港整備事業補助金	238,444
	県営漁港整備事業費	14,436
第8項	林業費	109,970
	県単林道整備事業補助金	3,177
	地域活性化林道事業費	59,989
	県営貯木場跡地護岸整備費	71,419
	新潟県産材の家づくり支援補助金	28,000
	林業・木材産業生産基盤強化対策事業補助金	22,790
	予防治山事業費	155,003
	地すべり防止事業費	31,608

	機能強化・老朽化対策事業費	20,308
	緊急防災減災対策総合治山事業費	60,551
	緊急総合地すべり防止事業費	121,764
	災害関連緊急治山等事業費	46,857
	小規模模治山事業費	41,554
	小規模模治山事業補助金	3,600
第9項	農地管理費	750,000
	基幹水利施設管理事業補助金	39,204
第10項	農地整備費	95,000
	災害関連緊急地すべり対策事業費	5,000
	県営民間技術連携型棚田地域振興整備事業費	5,000
	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	238,180
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業助成費	108,483
	団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業助成費	53,215
	団体営土地改良施設突発事故復旧事業助成費	30,400

	団体営災害関連事業助成費	14,300
	園芸産地化耕作条件改善事業助成費	525
	団体営里地棚田保全整備事業助成費	17,825
	耕作条件改善事業助成費	57,035
	県単地すべり防止事業費	72,000
	県単農業・農村整備事業補助金	22,527
	県単地すべり防止事業調査費	500
	防災・減災対策農業水利施設 点検・調査計画費	280,000
	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画 事業補助金	495,000
第11項	県営農業農村整備調査計画費	88,739
	棚田地域情報通信環境整備計画策定事業費	3,880
	団体営農業用水水利権変更更新調査事業補助金	1,950
	団体営調査設計事業補助金	62,100
	地籍調査事業費	113,915

第8款 土木費	第1項 土木管理費	廃道敷管埋費	24,381
		道路台帳整備費	6,425
		河川台帳整備費	2,277
		土木施設等環境整備対策費	445,172
		うるおいの新潟創成事業費	43,918
		公共事業企画調査費	7,105
		社会資本長寿命化対策費	333,522
		管理関係道路調査費	596,081
		建設関係道路調査費	71,258
		道路維持管理費	975,255
	第2項 道路橋りょう費	奥只見シルバークライライン維持管理費	52,306
		弥彦山・七浦道路維持管理費	24,000
		舗装道路維持修繕費	107,992
		橋りょう維持修繕費	369,834

隧道維持修繕費	56,006
防災・防雪施設維持修繕費	17,000
道路改築費(県単)	656,945
地域づくり基盤道路整備事業費	1,082,227
道路安全施設費	446,016
道路改善費	614,065
道路防災対策費	130,288
橋りょう補修費(県単)	807,396
隧道補修費	384,983
舗装道路補修費	957,554
防災・防雪施設補修費	320,282
雪寒対策機械整備費	926,562
雪寒施設整備費	85,622
道路融雪施設補修費	1,326,515

	除雪パトロール省力化推進費	53,000
	電源立地関係道路費	15,704
第3項 河川海岸費	排水機場等維持管理費	22,237
	排水機場等整備費	9,608
	河川調査費	6,181
	海岸調査費	4,717
	豪雨時の主体的な避難行動支援費	15,619
	河川維持費	168,182
	河川補修費	1,065,616
	ふるさと川の川づくり協働事業費	1,000
	河川環境整備費	7,582
	河川災害復旧助成費	420,491
	河川整備備費	484,943
	海岸環境整備備費	12,000

	海岸維持費	172,464
	海岸施設補修費	125,000
	海岸整備費	112,395
	ダム維持管理費	34,907
	ダム施設緊急整備事業費	319,922
	ダム(治水・発電)効果の運用検討事業費	16,532
第4項 砂防費	砂防施設等管理費	5,963
	河川砂防調査費	122,792
	地すべり調査費	2,378
	急傾斜地崩壊対策調査費	146
	雪崩対策調査費	325
	砂防設備修繕費	13,171
	砂防施設維持修繕費	7,849
	地すべり防止施設維持修繕費	8,244

	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	7,721
	集落雪崩対策施設維持修繕費	950
	砂防工事費	87,790
	土砂災害・火山噴火緊急事業費	174,600
	障害防止費	87,011
	情報システム修正費	789
	気象観測機器更新費(砂防)	1,300
	災害関連緊急地すべり対策費	836,043
	地すべり防止工事費	101,396
	急傾斜地崩壊防止工事費	28,922
	集落雪崩対策費	10,000
	都市計画基礎調査費	2,734
	長期未着手都市計画道路見直し事業費	3,333
	空き家対策支援事業費	1,471
	都市計画費	

	街路整備費	160,700	
	政令指定都市拠点化支援交付金	113,400	
	公園整備費	453,000	
	公園整備費(県単)	238,900	
	公園維持管理費	37,000	
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	400	
	公園調査費	12,000	
	流域別下水道整備総合計画策定費	8,048	
第6項 建築費	がけ地近接等危険住宅移転補助金	3,413	
	耐震すまいづくり支援費	333	
	耐震建物づくり支援費	1,619	
	空き家再生等支援費	30,000	
	既設公営住宅改善費	251,082	
	公営住宅建設費	62,600	

		住 環 境 整 備 費	11,842
		県 営 住 宅 管 理 費	43,528
第7項	交 通 政 策 費	交 通 D X ・ G X に よ る 経 営 改 善 支 援 費	91,745
第8項	港 湾 振 興 費	交 通 D X ・ G X に よ る 経 営 改 善 支 援 費 (航 路)	154,561
		万 代 島 施 設 維 持 管 理 費	3,410
第9項	港 湾 費	維 持 管 理 費	9,092
		港 湾 施 設 維 持 管 理 費	168,047
		港 湾 等 調 査 費	902,004
		港 湾 修 繕 結 費	153,652
		港 湾 整 備 費	139,852
		港 湾 環 境 整 備 費	50,511
第10項	空 港 費	佐 渡 空 港 維 持 管 理 費	32,000
		佐 渡 空 港 維 持 補 修 費	2,500
		佐 渡 空 港 改 修 費	142,000

第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	警察庁舎等特別修繕費	56,063
		舟艇管理費	38,700
		航空機特別補修費	9,240
		南魚沼警察署建築費	699,186
		交番駐在所建築費	17,698
		警察署等整備費	21,898
第10款 教 育 費	第3項 高 等 学 校 費	全日制高等学校廃棄物処理費	3,820
		高校大規模・耐震改修費(県単)	1,038,214
		高等学校冷房整備費	36,423
		高校環境整備費	201,920
		高校外壁老朽化対策費	34,300
		高校校修繕費	9,406
		高等学校環境改善補修費	2,461
		高校老朽化・事故防止緊急対策費	116,327

	特別支援学校廃棄物処理費		780
	特別支援学校環境整備費（県単）		28,633
	県央地区特別支援学校（仮称）建設費		111,488
	図書館等改修費		129,489
	学校における性被害防止対策費		2,700
	こともの性被害防止対策費		1,050
第11款 災害復旧費	林道施設災害復旧事業助成費		432,842
	治山施設災害復旧費		133,952
	耕地災害復旧費		2,588,232
	建設関係災害復旧費		2,560,751
	県単災害復旧費		41,109
	合計		34,023,080

2 変更				
款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第3款 環境費	第2項 環境対策費	自然公園等施設整備交付金事業費	千円 55,645	千円 73,145
第4款 福祉保健費	第7項 生活衛生費	生活基盤施設耐震化等補助金	2,676,567	3,120,518
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	221,000	288,014
		経営構造対策事業助成費	1,396,146	3,274,992
	第3項 農産園芸費	農作物鳥獣害対策補助金	157,712	224,295
	第7項 水産業費	県営水産生産基盤整備事業費	57,200	367,569
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	197,000	440,961
	第8項 林業費	林道開設事業費	134,930	208,920
		きのこ王国支援事業補助金	22,000	36,000
		民有林造林奨励補助金	214,774	797,365
		きのこ生産施設等復旧対策事業補助金	60,000	75,000
		復旧旧治山事業費	363,550	473,162

			緊急機能強化・老朽化対策事業費	321,263	377,057
第10項 農地基盤整備費			県営かんがい排水事業費	1,403,669	2,103,669
			県営基幹水利用施設 ストックマネジメント事業費	1,010,537	1,372,546
			県営農地防災排水事業費	591,048	631,048
			県営湛水防除事業費	2,232,077	2,332,077
			県営地すべり対策農地事業費	322,520	642,520
			県営ため池等整備事業費	1,098,058	1,308,058
			県営地盤沈下対策農地事業費	879,366	1,599,366
			県営中山間地域総合農地防災事業費	47,609	91,609
			県営特定農業用管水路等特別対策事業費	111,426	113,426
			県営防災重点農業用ため池緊急整備事業費	685,695	760,695
			県営経営体育成基盤整備事業費	14,164,228	16,255,370
			県営農道橋等保全対策事業費	46,596	107,096
			県営中山間地域対策事業費	748,677	1,369,963

第8款 土木費	第2項 道路橋りょう費	団体営農道保全対策事業助成費	32,941	97,061	
		団体営農業集落排水事業助成費	21,727	406,672	
		道路改良築設費	1,241,946	5,710,011	
		災害防除施設費	436,359	962,106	
		交通安全施設費	318,134	783,535	
		橋りょう補修費	5,126,130	5,300,296	
		緊急地方道路整備費	3,867,470	9,446,304	
		緊急地方道路整備費(街路)	290,388	1,672,141	
		第3項 河川海岸費	河川管理施設機能確保事業費	554,400	602,427
			総合流域防災対策情報基盤等整備費	184,800	351,950
			広域河川改修費	2,111,550	5,955,335
			河川総合流域防災対策整備費	394,800	558,045
			河川災害復旧関連緊急事業費	630,000	1,740,000
海岸侵食対策費	39,900		216,900		

	海岸高潮対策費	105,000	142,000
	海岸老朽化対策費	67,200	171,200
	河川総合開発事業費	110,000	384,043
	堰堤改良費	676,046	717,228
第4項	砂防費	1,092,000	2,797,936
	火山砂防費	312,000	658,321
	砂防総合流域防災対策整備費	1,275,196	1,516,743
第5項	地すべり対策費	1,227,200	1,484,607
	急傾斜地崩壊対策費	616,720	831,295
	盛土規制法に係る基礎調査費	16,700	38,280
第6項	街路事業費	10,000	810,000
	流域下水道事業建築工事費	209,950	488,950
第7項	運輸人材確保業務効率化推進費	18,600	68,600
第9項	港湾改修費	240,000	1,550,475

			港灣施設改良統合補助事業費	180,000	794,644
			港灣海岸保全費	150,000	524,596
第10款	教育費	第1項	教育總務費	2,962	12,789
		第4項	特別支援學校費	173,753	194,186
			特別支援學校大規模・耐震改修費(原単)		
			合計	63,736,663	98,216,615

令和5年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	13,012 ^{千円}
合	計		13,012

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正
1 追加

款	項	事業	名称	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設	管理費	197,603 <small>千円</small>
		港湾施設	整備費	836,500
合 計				1,034,103